

## 強度行動障害児受入環境整備補助金申請の流れ

	手順	実施事項
1	事前相談	<u>電話で子ども福祉課にご連絡ください。</u> 職員が簡単な聞き取をして制度対象であるか確認し、必要に応じてりんくす名古屋等に引き継ぎます。052-972-3187(子ども福祉課)
2	(訪問コンサルテーションを受ける)	<u>交付申請の前に、りんくす名古屋等による訪問コンサルテーションを受け、環境整備の必要性・内容等について助言を受ける必要があります。</u>
3	(意見書の作成)	りんくす名古屋等は、訪問コンサルテーションを行った内容を基に意見書を作成し、子ども福祉課に提出します。
4	交付申請	環境整備の実施前に、交付申請書、事業計画書、見積書、図面、環境整備前の写真、必要に応じて工事承諾書、個別支援計画書を <u>交付申請のフォーム</u> から提出してください。
5	(審査・交付決定)	子ども福祉課は、交付申請書類と意見書を審査し、適当と認める場合は交付決定通知書を送付します。
6	環境整備の実施	交付決定後、交付申請の内容に基づいて環境整備を実施してください。なお、 <u>提出した交付申請に含まれない環境整備は補助の対象とならない</u> のでご注意ください。
7	実績報告	<u>環境整備の完了後 20 日以内又は年度末(3月31日)のいずれか早い日までに、実績報告書、領収書等、環境整備後の写真を実績報告のフォーム</u> から提出してください。
8	補助金交付請求	子ども福祉課は実績報告の内容を適正と認めた場合、補助金確定通知書を送付します。当該通知書を受領した後、補助金交付請求書を <u>補助金交付請求のフォーム</u> から提出してください。
9	補助金交付後の対応	対象児童の受入れと支援を継続するよう努めてください。また、関係帳簿と証拠書類を事業完了年度終了後、5年間保存してください。

※( )・・・りんくす名古屋等又は子ども福祉課が実施する事項